

椎葉村長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 交際費は、村長が行政執行のため村を代表して外部との交際上、特に必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 椎葉村の事務事業に直接かつ親密な関係にあるもの
- (2) 椎葉村政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 村長が特に必要と認めたもの

(支出項目)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の各号に定めるものについて支出することができる。

- (1) 会費 各種団体の構成員として支出する会議及び懇親会に係る経費
- (2) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 協賛 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- (4) 弔慰 葬儀等における生花、供物、香典支出に係る経費
- (5) 接遇 来客を応接するための飲食、記念品に係る経費
- (6) 謝意 村政協力者、視察訪問先等に対する謝意に係る経費
- (7) その他 その他村政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

(公表)

第5条 この基準は公開し、又この基準に基づく交際費の支出内容について公表する。

2 公表にあたっては、個人に関する情報の保護及び事務事業に係る関係者との信頼関係の確保に配慮し、椎葉村情報公開条例(平成13年3月12日条例第1号)及び椎葉村個人情報保護条例(平成17年3月16日条例第2号)の規定に基づくものとする。公表は、椎葉村ホームページに掲載するとともに、情報公開閲覧に供するものである。

(改正)

第6条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに村民感覚に合致したものであるよう、社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附則 この基準は、平成18年10月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。